

地租條例中改正法律案六件特別委員會議事速記錄第四號

(二四)

明治四十三年一月二十八日(月曜日)午前十時五十八分開會

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 委員會ヲ開キマス

○伯爵柳澤保惠君 質問イタシテ宜シウゴザイマスカ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) チヨット……地租條例ト、宅地地價修正ノ方

ダケ、マダ質問ガ残シテ居リマス、……宜シウゴザイマス

○伯爵柳澤保惠君 過日、豫算ノ第一分科ニ於キマシテ、或ル委員カラ御質問ガゴザ

イマシタ、其御質問ハ、此地價修正ノ結果、偶然ニ三十万圓ホド増スト云フコトノ御

答ヲ得タノアリマス、ソレニ付イテ私ハ政府委員ニ確メテ置キタノハ、果シテ此二十

万圓ホドノ偶然ノ增收ダケニ止マリマスルカ、ソレヲ少シク或ル大都會ニ御分ケ下スツテ、

或ハ東京デハ是クラ井殖エル大阪デハ是クラ井殖エルト云フ概算が聽キタイト同時ニ、若

シ此三十万ホドノ偶然ノ增收ト云フ御豫言ガアルニモ拘ラズ、若シ後來ニ於キマシテ、

ハドウ云フ御考ニアリマセウカ、ソレヲ一應……

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今、宅地ノ賃貸價格ヲ調べテ居リマスノデ、ソレカ

ラ一應出シマシタノハ、現在ノ地租ニ比ベテハ少シク増スヤウニナシテ居マス、併ナガラ調

査委員會ニ調査シマシタラバ、又大藏省が全國ノモノヲ纏メテ、各地ノ權衡ヲ取リマス

トキニハ、高イト思フトキニハ自ラ低減スルト云フコトニナリマス、是等ノコトヲ致シマスレ

バ、大體現在ノ地租總額グラ井ニナルモノトスウ考ヘテ居リマス、唯現在ノ地租ノ總額

グラ井ニナルト思フ所ヘ、計算ヲシタ所デ、三十六万圓ホド増スト云フ見込ハ、豫算委

員會デ申シタノアリマスガ、三十六万圓ト云フモノモ、果シテ増スヤト云フコトバ、

必ズ増スト決マッタモノデハアリマセスガ、一ト通り一應ノ計算デハ、三十六万圓増スト

スウ云フコトヲ申上ゲタノア、而シテ更ニ斯ウ云フコトヲ申上ゲタノアリマス、一應ノ計

算ヲハ御尋ノ如ク二十六万圓丁度増ス如ク出テ居リマスガソレヲ其通り増スヤウナ計

算が出て來タナラバ、其ヤウニヤルカト云フ御尋テアリマスガ、ソレハ過日他ノ委員カラノ

御尋テ御答ヘ申上ゲマシタ通り、今アルモノヨリ増スト云フコトハナイ、多分狂ハナイ考

デアル、ナゼナラバ今調査シタモノガ原案ニナシテ居ルノアリマスカラ、若シ更ニヨリ減

ズルトカ増ストカ云フコトガ出テ來マシタナラバ、大藏省ハ成ルベク現在ノ地租額ニ近ア

カシメルヤウニ全體ヲ均ラスト云フ方法ヲ取リマシテ、全體ノ地租額ニ於テ現在ノ額ヲ

餘り増加シナイヤウニ執行スル積リデアリマス

○伯爵柳澤保惠君 サウ致シマスト、先づ三十五万圓ノ偶然ノ增收ガアルト云フ

所ヲ土臺ニ置キマシテ、ソレ以上ニハ決シテ増サナイト云フコトヲ御保證ヲ願ヒタイト思

ヒマスガ、如何デゴザイマスカ

○政府委員(若槻禮次郎君) 大體ソレヨリ増サナイヤウニスル積リデアリマス

○桑田熊藏君 北海道ノ宅地租ニ關シテ御尋イタシタイト思ヒマス、北海道ノ宅地

地租ヲ原案ノ第二條ノ如クニ、現在地價ノ二十倍ヲ以テ修正地價ノ最高限度トスウ

原因カラ起シテ居ルト思ヒマス、此北海道ノ宅地地租ハ、本稅ト非常特別稅トヲ合シ

マシテ、市街宅地ハ百分ノ十八・二ニ、郡村宅地ハ百分ノ六・五ニアル、ソレガ内地ト

デハ市街宅地ハ百分ノ二十、郡村宅地ハ百分ノ八ニアル、現行ノ課稅率ガ、内地ト

キマシテハ六・一倍ニアル、サウ云フ區別ガ内地ト北海道ニ於テアリマス、是ハ斯ウ云フ

北海道ニ於テ斯ウ云フ差ガアル爲ニ、負擔ノ增加ノ割合ニ於テ前申シマス通リノ區別

が生ズル、是ハ内地ト北海道ノ間ニ、宅地地租ノ增加ノ割合ニ於テ斯ク區別ヲ生ジマ

シテ、北海道が内地ニ比シテ稍大キイ增加ノ負擔ヲ爲スト云フ結果ヲ生シマスカラ、

之ニ付イテハ政府委員ノ御意見ハドウデゴザイマセウカ、伺ヒタイ

○政府委員(菅原通敬君) 唯今、桑田君ノ御述ベニナリマシタ所ハ、極ク精密ニ計

算ヲ致シマスト云フト、其通りアラウト思ヒマス、詰リ北海道ト内地ト現在ノ地租率

ト云フモノガ達ウテ居リマスカラ、其兩方ニ對シテ二十倍ノ制限ヲ置キマスト云フト其結

果唯今御話ノヤウナ相違ヲ來タスコトニナラウト思ヒマス、併ナガラ今回地價ヲ修正イタ

シマスニ付イテ、内地ニ於キマシテモ、北海道ニ於キマシテモ、同ジ標準ヲ以テ賃貸價格ノ

調査ヲ致シマシテ、其賃貸價格ヲ又標準ト致シマシテ、地價ヲ修正スルト云フコトニナ

ルノデ、其結果ニ付イテ見マスト云フト、北海道ニ於キマシテハ、現在ヨリハ寧ロ修正ノ

後ノ方が租稅ノ總額ヲ減ズラヤウナ結果ヲ見ルヤウニ、今日ノ調査ニ於キマシテハ現ハレ

テ居リマスルノアリマスルカラ、愈々修正實行ノ後ニ於キマシテ、北海道ニ於テ内地ニ

於キマスヨリモ、其負擔ニ於テ激増ヲ來タスト云フヤウナ場合ハ極メテ少ナイコトアラウ

ト考ヘテ居リマスカラ、精密ナル御計算カラ仰セラルト、サウ云フコトニナリマスガ、實

際ニ於キマシテハソレダケノ影響ハ無カラウト考ヘテ居リマス

○谷森眞男君 唯今、北海道ノ御尋ニ付イテ政府委員ノ御答ガアリマシテ、總體ニ

付イテ、減ズルカモ知レヌト云フ御答辯デスガ、私が考ヘル所デハ、北海道ノ現在ノ賃貸

價格ト云フモノガ……北海道ト云ウテモソレハ北海道全體デハナイ、北海道ノ市街宅

地及市街宅地ニ類似シタ所ニ於ケル現在ノ賃貸價格ト云フモノガ非常ニ高イト云フコ

トヲ私ハ豫ネテ聞イテ居ルノアリマスカラ、ドウカ是ハ北海道廳長官ヲ此席

カラ矢張リ其賃貸價格ニ比例シテ來ルト、自然其負擔が重クナル、斯ウ云フコトガ出テ

來ルデハナリマシテ、現在ノ賃貸價格ノ如何ニアルカト云フコトヲ一ツ御尋ネ申シタイ

ト思ヒマスカラ、ドウソソレヲ一ツ願ヒマス

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 北海道廳長官ハ政府委員室ニ居ラルルカ、ド

ウカ、御出席ナラバ……

○鎌田勝太郎君 過日、曾我子爵カラ御尋ニナシタノ思ヒマスルガ、賃貸價格ノ十倍ヲ以テ地價トスル、之ヲ現今ノ地價ノ二十倍以上ノモノハ二十倍テ止メルト云フコトアルガ、此二十倍ノ制限ヲ解イタナラバ、ドレダケマテ上ボシテ行クカト云フ御尋が此間アツヤウデアリマス、其御答辯がマダ無イヤウニ思ヒマスガ、ソレト私ガ過日御尋シマシタ宅地ノ限界ノコトニ付イテ定例ヲ舉ゲテ、ドコソコ、ドコソコト云フコトヲ示シテ、御尋シタコトガアル、其御答辯ガマダ無イヤウニ思ヒマスガ、マダ討論ニ掛ル前デゴザイマスカラ、ドウカ御答辯ヲ願ヒタウゴザイマス

○政府委員（菅原通敬君） 唯今、鎌田君ノ御尋ニナリマシタノハ賃貸價格ノ十倍ヲ以テ修正地價トスルコトニ付イテ其修正地價ニ對スル制限ヲ置カナカツタナラバ、ドレホド植エルカトニ云フ御質問ト思フ、其方ハ二十倍ニ制限イタシマシタヨリモ大約百四十七万圓バカリ増加スルコトニナリマス、地租額ニ於テ……ソレカラ第一ニ御尋ニナリマシタ品川ノ岩崎別邸ノ屋敷ガ宅敷ニナシテ居ルカ、ナシテ居ラヌカト云フコトノ御尋デアリマシタ、茲ニ調ベアリマスノガ芝區高輪南町市街宅地ト致シマシテ三十二番、三十四番、三十五番、三十六番、此數番ニ瓦ツテ居リマス、ソレカラ其他ニ新タニ他カラシテ市街宅地ニ變換シタルモノガ三番アリマス、ソレヲ總括イタシマシテ八筆アリマシテ、坪數ガ一萬二千坪、總テ市街宅地ニナシテ居リマス、ソレカラ品川ノ妙華園、コレガ矢張リ五筆カラ成シテ居リマシテ、坪數ハ合計千五十五坪アリマス、全部、市街宅地ニナシテ居リマス

○鎌田勝太郎君 ソレカラ 大隈伯ノ……

○政府委員（菅原通敬君） 大隈伯ノモ御尋デアリマシタガ、ソレハマダ調ベカ、リマセヌサウデス

○副委員長（男爵目賀田種太郎君） 北海道廳長官ハ見エテ居ラヌサウデスガ、電話カ何カデ尋ネマセウカ

○谷森真男君 サウスレバ今日ニ限ラコトハアリマセヌ、今丁度北海道ノ御質問が出

マシタモノデスカラソレデ尋ネマシタ

○鎌田勝太郎君 先刻御尋イタシマシタ第一問ノ制限ヲ置カナイ時分ニハ、ドレダケ増スカト云フコトニ付イテノ御答辯ハアリマシタガ、ソレハ無制限ノ方ノ御答辯デアリマスガ、一番高イ分ハ何十倍ニナルカ、此二十倍ト云フモノガ三十倍トカ五十倍トカ何十倍ニモナルデアラウト云フコトヲ御尋シタ、ソレカラモウ一ツハ此地價修正ニ依シテ地租ノ殖エルコトガ差引キ三十何万圓カニナルヤウニ見エマスルガ、是ハ差引ノ結果デアルガ、此度ノ宅地價改正ニ付イテ増スガ幾ラデアル、差引ク所デ斯ウナル、其

度ス高ト減ル高トヲ御示シラ願ヒタイ
○政府委員（菅原通敬君） 賃貸價格ノ十倍……現在ノ地價ヲ超エル倍數ノ最モ多イモノヲ調ベタモノガアリマス、其モノニ依リマスト云フト三百倍以上ニ達シマスモノガ、坪數トシテ七万一千坪、現在地價トシテ一千五百五十圓、是ダケガ二百倍以上ニ達シマスノデアリマス、無制限ニ置キマスト云フト、其内最も高クナルモノガ幾ラデアルカ、ソレモ調ベアリマスガ、ドウセ極ク例外ノ場合ニ於ケル特別ナルモノデアリマスカラ、三

百倍以上ノモノガ是ホドアルト云フコトデ一ツ御承知ニナシテ置キタイト思ヒマス、ソレカラ修正ノ結果、或ル部分ニ於テハ増シ、或ル部分ニ於テハ減ズル、其方ノ差引ノ結果ガ三十六万圓ノ増ト云フコトニナルノデアルガ、増ニ係ル分ハ幾ラアルカ、ソレヲ知リタイ、斯ウ云フ御尋デアリマシタガ、増ニ係ル分が三百一十八万圓バカリデアリマス、減ニ係ル分ハ三百万圓バカリ、ソレヲ坪數デ假ニ申上ゲテ見マスト云フト、増加スル方ニ係ルノガ三億二千八百万坪、ソレカラ減ズル方ニ係ルノガ八億三千二百萬坪、増加スル方ハ割合ニ少クテ減少スル方が割合ニ多イト云フコトニナシテ居リマス、其計が丁度十一億六千万ト云フコトニナシテ居リマス

○伯爵柳澤保惠君 先キホド政府委員ニ御尋シマシテ、マダ御答ガ無イヤウデアリマス、御忘レニナリマシタラウカラ、モウ一遍申上ゲマス、先サホド三十六万圓ノ自然ノ增收ニ付キマシテ、私ハ大都會ノコトヲ、チヨット伺ツタノデアリマス、例ヘバ東京デドノクラ井、大阪デドノクラ井、少ナクモ京都ナドノ大都會ノ偶然ノ增收ガドノ位ニナリマスカ、御分リニナシテ居リマスレバ精密ニ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員（菅原通敬君） 三十六万圓ノ増ノ内譯ガドウナルカ、重モナル市ニ就イテ其内譯ヲ聞キタイト云フ仰セデアリマスガ、是ハ此所ニ調ベテ居リマスノガ、市及郡兩方ニ調ベテアリマスノテ、今其重モナル市ダケニ付イテ申上ゲマスルト大阪市ガ二十二万八千圓、東京市ガ十九万七千圓ト云フモノガ、市部ニ於テ増ス分ノ重モナルモノアリマス、市部ノ方ニ減ズル方ノ重モナルモノハ函館ニ於テ十万三千圓、岡山ニ於テ二万九千圓、斯ウ云フモノガ減シマシテ、サウシテ其差引ノ結果ガ三十六万圓增加ト云フモノニナルノデアリマス

○西村亮吉君 此宅地地價修正法ニ付イテ私モ一ツ質問ガアリマス、此法律ハ事實ヲ見ルト修正法デナイヤウニ思ハレル、此地價ノ修正ト云フモノハ是マテ田畠地價修正ガ一度アツテ、一度ノ修正トモ最高ノ地價ヲ引下ゲテ、低イ地價ト略、公平ニナルト云フモノデアルヤウニ思ハレル、又サウデアル、シテ見ルト是ハ宅地地租改正法ト云ツテ提出ニナルガ當然アラウト思ハレルデスガ、ソレヲ正當ノ名ヲ除イテ地價修正法トセラテ修正シタコトハアリマセヌ、ソレデ今回ノ宅地地價修正法ト云フモノハ調査法ヲ設ケ、サウシテ委員ヲ公選シテ地價ノ低イモノヲ上ゲル事實ハ全ク此宅地地租ノ改正ト云フモノデアルヤウニ思ハレル、又サウデアル、シテ見ルト是ハ宅地地租改正法ト云ツテレクト云フモノハ、是ハ何カ之ニ理由ガアリテ斯ク名ヲ付ケラレタモノデアルカ、ソレヲ伺ヒタノアリマス

○政府委員（若槻禮次郎君） 田畠ノ地價修正ガ高イモノヲ低メルコトノミニ付イテ行ハレタト云フ事實ノアリマスコトハ其通リテアリマス、併ナカラ地價ノ修正ヲスルト云フコトハ常ニ高イモノヲ低クスルコトニミガ地價ノ修正ト云フコトデアルト云フコトニハ解釋シテ居リマセスデ、低イモノヲ高クスルコトモ唯今付イテ居ル地價ヲ變ヘルナレバ、ソレモ矢張リ地價修正ト稱ヘルノデアリマス、唯田畠ニ付イテ從來ノ一回ホド行タ地價修正ハ地價ノ高イモノヲ低クスルモノコトヲシタト云フ事實ガ歴史ニ於テアルコトハ其通リテアリマス、ソレデ之ヲナゼ地價修正ト名ケタカト云ヒマスト、市街宅地或ハ郡

村宅地モ總テ宅地ハ唯今地價が付イテ居リマス、此地價ヲヤメテ之ヲ變ヘテ新シ

地價ニ直シテ付ケル、斯ウ云ノアリマスカラ、ソコデ此地價ノ何モ無イ所ニ地價ヲ付

ケマスコトハ地租條例デハ地價ノ設定ト云フ 言葉ヲ使ツテ居リマス、設定トマテ云ツテ

居ル所モアリマス、或ハ地價ヲ定メルト云フ言葉ニシタ所モアリマス、兎ニ角無イ所ニ

新タニ付ケマスコトハ地價ノ設定ト云フコトヲ、マア俗語ノヤウニシテ我々ハ使ツテ居リマ

ス、之ニ反シテ現在地價ノアルモノヲ其地價ヲ外ノ地價ニ變ヘルト云フコトハ是ハ地價

ノ修正ト大抵法律ハ申シテ居リマス、此度ノ宅地ノ地價ヲ變ヘルト云フノハ無イ所ニ

付ケルノデハアリマセヌ、是マデアル地價ヲ變ヘルノアリマスカラ、ソレデ矢張リ地價修

正ト云フ方ガ相當テアル、斯ウ云フ意味テ地價修正法ト云フコトノ名目デ發案ヲ致シ

マシタノデ、事實ト特ニ違ツタヤウナ名前ヲ付ケテアルノデハアリマセヌ

○西村亮吉君 尚ホ御尋イタシマス、即チ此調査委員ヲ置キ、サウシテ其調査委員

ト云フモノハドウカト云フト、一町村ヲ一區域トシテ選舉區ヲ設ケテ其委員ニ選ブベキ

者ヲ公選シテ、マルデ地價ヲ根柢カラ改正スル、サウシテ見ルト是ハ宅地地租改正ト云

フモノニ相違ガナイト私ハ認メル、ソレデ此宅地地租改正トスレバ、正當ノモノデ何モ差

支ヘタコトハアルマイト思フ、ソレデ強ヒテ地價修正ト云フコトニセラレタト云フモノハ即

チ宅地地租改正ト云フト言葉ガ仰山ニアッテ重大ニナルカラ、ソレヲ避ケテ斯ウ付ケラ

レタモノデハナイカト思ヒマス、尙ホマ一應承リマス

○政府委員(若槻禮次郎君) サウ深イ意味ハ無イノアリマシテ、地租ノ率ノ方ハ

地租條例ニ於テ是マデ市街宅地ハ百分ノ一十、郡村宅地ハ百分ノ八アリマシタモ

ノヲ、總テ宅地ハ百分ノ二箇半ト改正シテアリマス、是ハ明ニ地租條例ニ於テ地租

ノ率ヲ改正イタシマス、其外地價ノ方ヲ變ヘルト云フコトハ現在付イテ居ル地價ヲ變

ヘルコトデアリマスカラ、此場合ハ常ニ地價修正ト外ノ法律ガ稱ヘテ居リマス、其外ノ

法律デ稱ヘテ居リマス文句ヲ直ニ取リマシテ、事ノ重大ナルコトヲ隱ス爲ニ特ニ斯ウ云

フ溫和ノ言葉ヲ使ツタ云フ意味デハアリマセヌ、同シク地價ヲ修正シマスニ輕便ヲ主ト

シテ總額ヲ決メテ按分比例デ地價修正ヲ致シマスコトハ既往ノ田畠地價修正ノ如キ

遺リ方モアリマス、又此度ノ宅地地價修正ノ如キ、輕便ニ委員ヲ選シテ賃貸價格ヲ

定メテ地價修正ヲスルコトモアリマス、是ハ事ノ實行方法デ、一ツハ極ク輕便ニ從ヒ、之

ト同時ニ本當ニ根本カラ直ラヌト云フ……此度ノハ稍ニ事柄ハ鄭重複雜ニナシテ居リ

マスケレドモ、其代リ大體根本カラ直スト云フコトニアリマスノデ、其違ヒハ無論アリ

ス、併ナガラソレヲ名ゲテ地租ノ改正ト云フ方ガ宜イカ、地價ノ修正ト云フ方ガ宜イカ

ト云フ一段ニナリマスト、ドチラノ言葉ヲ使ツテモ差支ナイト思ヒマスガ、唯他ノ法律ニ於

テ斯ウ云フ場合ハ地價修正ト云ツテ居リマスカラ、ソレデ宅地地價修正法トスウ名ケテ

提案ヲ致シタノアリマス

○鎌田勝太郎君 先刻、制限ヲ取レバドレ位マデ行クカト御尋シタラ三百倍マデ行

クト云フ、ソレデマダ取除キノ分ハソレ以上アル、大體二百倍ノモノガ七万一千坪アル

ト云フコトデアリマスガ、是ハ場所ハドノ邊、ドノ邊ト云フコトヲ大體御示シヲ願ヒタウゴ

ザイマス

○谷森眞男君 本日ノ委員會ハ午後ニ瓦ツテ御開キニアリマスノアリマスレバ、今カ

ラーツ北海道廳長官ヲ電話デモ……

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 承知イタシマシタ

○政府委員(菅原通敬君) 三百倍以上ノアリマス所ハ青森市ニ少シアリマス、東京

市ニ少シアリマス、横濱市ニアリマス、佐世保ニ少シアリマス、ソン

ナモノデアリマス、極ク是ハモウ極端ノ場合ヲ言フノアリマシテ、チヨット一例ヲ申シマス

ト、改租ノ當時ニハ、マルデ沼地カ雜地ニナツテ居ツタノガ今ノ日ニ於テハ立派ノ市街宅

地ニナツテ居ルト云フヤウナ極ク例外ノ場合ニ、斯ウ云フモノガアルノアリマス

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 地租條例、宅地地價修正法、兩案ノ御質問ハ如何デス

○谷森眞男君 私ハ今ノ北海道ノ賃貸價格ノコトニ付イテ承リタイコトガ殘ツテ居リマ

スガ、其外ハ先ダゴザイマセヌ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) ソレデハ地租條例、宅地地價修正法、是ハ

略質問モ盡キカ、テ居ルヤウデアリマスガ、尙ホ今北海道ノ賃貸價格ノ一條ガゴザイマ

ス、右兩案及此相續稅デゴザイマスガ、或ハ重大、若クハ複雜ナル法案デゴザイマスル

デ、又修正等ノ御意見モアルヤニ承テ居リマスガ、コレノ決ハ少シ後ニ議リマシテ、進シ

テ通行稅以下ニ移リマシテ、之ヲ討議シ決ヲ採リマシテ如何デゴザイマスカ

○谷森眞男君 〔異議ナシト呼フ者ナリ〕

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) ソレデハ通行稅ニ移リマス、尙ホ定メテ午後ニ

瓦ルデゴザイマセウカラ、其中ニ北海道廳長官河島政府委員ガ參ラレマスルナラバ一

應ノ質問ヲ致シマスカラ……ソレデハ通行稅法ノ案ニ移リマス、此法案ニ御意見ハ

ゴザイマセヌカ

○子爵曾我祐準君 私ハゴザイマセヌ

〔異議ナシト呼フ者ナリ〕

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) ソレデハ採決ヲ致シマスガ……

○西村亮吉君 衆議院ノ修正通り異議ゴザイマセヌ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) ソレデハ此通行稅法案ハ衆議院ノ修正ヲ附シ

タル儘、御異議ナイト認メマシテ宜シウゴザイマスカ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) ソレデハ次ノ案ニ移リマス、酒精造石稅徵收

猶豫及免除案デゴザイマス

○西村亮吉君 異議ナシ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 本案ニ付イテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者ナリ〕

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 通過イタシマス、次ハ砂糖消費稅法中改正

キマシタガ、其時分、政府委員ヨリシテ臺灣ノ砂糖ニ付イテ十分ナ戒飭ヲ加ヘテ本

年ヨリハ昨年ノヤウナ臺灣ノ砂糖ニ付イテ別段ニ保護ハシナイト云フコトヲ明言セラレテ居リマスガ、愈々ソレハ確カナコトト私ハ信ジマシテ、今日ハ本案ニ賛成ヲ致シマス併シ其臺灣ノ黒糖ニ付イテ是マデノヤウナ特別ノ保護ガアルトナリマスト、ドウシテモ此内地ノ黒糖ニ付イテハ修正モシナケレバナラヌト思ヒマスガ、其方ハ十分確實ニ別段ニ保護ハシナイ、斯ウ云フコトデアリマスカラ、ソレヲ信ジマシテ私ハ原案ヲ賛成シマス

圓ニ改ム、斯ウニフ修正テアリマス、モウ一ツ申シマス、金二十圓ヲ四十圓ニトアルノ
ニ二十圓ニ直シテアルガ、元ノ四十圓ニ、金十圓ヲ十五圓ニ直ツテ居ルガ、元ノ二十圓
ニ、金二圓ヲ五圓ニ改ムトアルノガ金四圓ニナツテ居ル、ソレハ元ノ通りニ致シマス、即チ
是ハ衆議院通り即チ一一ノ方ハ政府ノ原案通り、三ノ方ハ衆議院ノ修正通り、是ハ
理由ヲ申ス必要ハ無イ

○伯爵柳澤保惠君 砂糖消費稅法ノ今日御沙謹ニナハ御必要ナリトス未だラウコトナラ御決議ハ延期ヲ願ヒタ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 此案三修正案が出て居リマス、御聽キノ通り
デアリマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副委員長（男爵目賀田鍾太郎君）　タレデハ職物消費税法

○子爵曾我祐準君 採決ヲ願ヒマス
○男爵吉川重吉君 唯今、修正説が出マシテ贊成モゴザイマシタ、其理由ヲ申ス必
要ハ無イト云フコトアリマスガ、私ドモ理由ヲ承ラヌト分リマセヌ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 此法案ニ付イテハ御意見ハゴザイマセヌカ

○伯爵柳澤保惠君 聰明ナル吉川男爵ガ理由ガ分ラヌト仰シャルカラ已ムヲ得ズ申シ
マス、詰リ此狩獵法ニ於キマシテ免許ヲ受ケマス者ハ一等、二等、三等ト三種ニ分フテ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) サレテハ可決シマス
○子爵曾我祐準君 本案モ異議ハアリマセヌ
○賣藥稅法中改正案

アリマシテ、一等ト申シマスレバ「所得税百圓以上地租五百圓以上若ハ營業税百五十圓以上ヲ納ムル者又ハ其家族詰リ是ハ私モ認メマスル所デハ裕ニ生活イタシテ居ル謂ハユル中等以上ノ生活ヲシテ居ル者ト認メマスノデゴザイマス、一等ハ「所得税三圓」

御異議ござイマセヌカ

以上地租三十圓以上若ハ營業稅二十圓以上ヲ納ムル者、又ハ其家族是ハ私ドモノ認メテ謂ハニル中等社會ト認メル所ノモノデアリマス、詰リ此一等、二等ノ者ハ娛樂ノ

マヌ

爲ニスルノアリマスカラ、鳥ヲ獲觀ヲ獲テ生活スルモノハナシ、慰ミニ爲ニスルノアル、殆ドは政府案ヲ以テシテモ寧口輕イ税ト認メマス、然ルニ三等ニ至リマシテハ一等、二等以外ノ職師ノ類アリマス、是デ生キア居ルノアル、其階級ヲ申セバ謂ハユル生計ノ

○副委員長（男爵目賀田種太郎君） 本案ニ付イテ御異議が無ケレバ可決イタシマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

程度ノ低イ者ニアリマス、其點カラ申シマシテ生計ノ程度ノ低イ者ニ對スル割合ニ於テ
稅ヲ輕クスル、贅澤ニ猶ラスル者ハモウ少シ稅ヲ取ツテモ宜イト思ヒマス、ソレニ付イテハ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 鑛業税法中改正法律案ニ移リマス
〔異議ナシト浮フ皆アリ〕

案通り、之ニ反シテニ付イテハ衆議院ノ修正通り、御分リニナリマシタカ、如何デ
アリマスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○男爵小澤武雄君 唯今ノハ衆議院ノ修正ノ理由ハ政府ハ御承知デゴザイマセウガ、御承知デアルナラバ一ツ茲デ御話ヲ願ヒタイ

イマセヌカ
「異議ナシト乎フ皆アリ」

○政府委員（菅原通敬君）衆議院ニ於テ修正ニナリマシタ理由ハ、政府ノ原案ヲ以テシテモ尙ホ此免許税ノ負擔ガ重過ギル重過ギルが故ニ是ハ幾分引下ケルト云フコトハ負擔ノ上於テモ相當アル、且其負擔ガ相當三ナルト云フコトニナルト云フト、免許ノ

法律案、此案モ御異議ゴザイマセヌカ

申請ヲ受クル者ガ許可ヲ受クル者モ矢張リ多クナルトニ云フコトニナル、サウスルト害蟲、害獸ヲ驅除スルト云フコトモアツテ農業上ノ趣意ニ付クモ良好ナル結果ヲ見ルダラウ、故

○副委員長（男爵目賀田種太郎君）然アハ可決イタシマシテ狩獵法中改正法律案
○伯爵柳澤保惠君 異議ガアリマス、私ハ之ヲ政府ノ原案ニ復活セラレタイノデアリマス

ニ斯様ニ減額シヤウトスウ云ア所ニ在シヤウニ聞イテ居リマス
○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 柳澤伯爵ノ修正案ガアリマスカラ、之ニ付イテ
決ヲ採リマス、柳澤伯爵ノ修正案ニ御同意ノ方ハ起立ヲ請ヒマス

スソレヲ今譲ミマスガ第十一條中金二十圓ヲ金四十圓ニ金十圓ヲ金二十圓ニシテソコマテハ政府ノ原案、アトハ衆議院ノ修正通リ即チ金二圓ヲ「金四

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 少數デゴザイマス、ソレデハ原案ニ付イテ別ニ
起立者 少數

御意見ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) ソレテハ次ニ移リマス、印紙稅法中改正案

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 本案ニ付イテ御意見ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 可決イタシマス、次ニ民事訴訟用印紙法中改

正案ニ移リマス

○西村亮吉君 是モ異議ハアリマセヌ

○子爵曾我祐準君 異議ハアリマセヌ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 此案ニ對シテハ御意見ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 可決イタシマス、次ニ商事非訟事件印紙法中

改正法律案ニ移リマス

○西村亮吉君 是モ異議ハアリマセヌ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 本案ハ御意見ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 可決イタシマス、次ニ行政訴訟書類印紙貼用

廢止ニ關スル法律案

○伯爵柳澤保惠君 異議ハアリマセヌ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 御意見ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副委員長(男爵目賀田種太郎君) 可決イタシマス、左様イタシマスト地租條例ト

宅地地價修正法律案相續稅法ト砂糖消費稅法ト此四案ダケ残シテ居リマス、尙ホ

宅地租法ニ付イテハ一ト廉北海道ノコトニ關シテ御質問が附帶シテ居リマスカラ、次ノ

委員會ノ日マテ解決ハ延期イタシマス、二日例刻ニ開會イタシマス、今日ハ是テ散會ヲ

致シマス

午前十一時五十四分散會

出席者左ノ如シ

副委員長
男爵目賀田種太郎君

委員

伯爵松木

宗隆君 伯爵柳澤 保惠君 子爵曾我 祐準君

子爵山口

弘達君 子爵牧野 忠篤君 子爵松平 親信君

男爵小澤

武雄君 男爵吉川 重吉君 西村 亮吉君

谷森

真男君 仁尾 惟茂君 山本 達雄君

室田

義文君 廣海二三郎君 濱口吉右衛門君

政府委員
鎌田勝太郎君
桑田 熊藏君

桑田
熊藏君

下村辰右衛門君

大藏次官 若槻禮次郎君
大藏書記官 鈴木 繁君

大藏書記官 吉川 貞矩君

大藏省主稅局長 菅原 通敬君
大藏書記官 今村 次吉君

明治四十三年三月一日印刷

明治四十三年三月一日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局